

第1編 総則

第1編 総則

第1章 総則

第1節 計画の目的

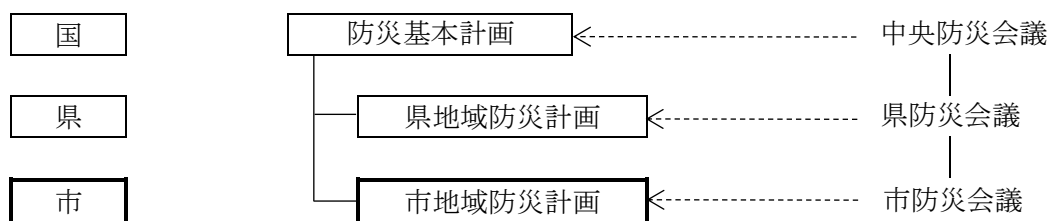
第1 趣旨

東松山市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、東松山市の地域に係る防災に関し、その処理すべき事務及び業務の大綱を定めて、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とします。

第2 計画の策定及び修正

市防災会議は、市防災計画を作成し、毎年当該計画に検討を加え、必要に応じて修正を行います。

災害対策基本法によって定められている国、埼玉県（以下「県」という。）、市防災会議と市防災計画の体系は次のとおりです。



第3 令和5年度修正の概要

市防災計画における令和5年度修正では、災害対策基本法の改正、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の見直し等を踏まえ、所要の修正を行いました。また、今年度完成する中央防災倉庫を防災拠点として位置づけるなど、市の施策等を踏まえた修正を行いました。

第2節 東松山市の防災対策の基本方針

第1 基本方針

市防災計画は、市民の生命、身体及び財産を守る、安心安全なまちの実現に向けた「防災・減災対策」を推進するため、次の3点を基本方針とします。

1 災害に強いまちづくり

災害の被害を最小限にとどめるため、道路、公園、河川、上下水道等の都市基盤の強靱化を進めるとともに、建築物の耐震化、不燃化に取り組むなど、総合的かつ計画的に災害に強いまちづくりを推進します。

2 協力し合う地域づくり

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を軽減するには、市民の日頃からの災害への備え（自助）と地域コミュニティの支え合い（共助）が不可欠となります。個人や家庭、地域、企業、団体等、社会の様々な主体が連携して日常的に防災・減災のための取組を進めます。

また、市民、事業者と行政が、互いに顔の見える協働関係を構築し、防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場における男女共同参画、高齢者や障害者等の要配慮者その他多様な視点を取り入れた防災対策を講じることにより、協力し合う地域づくりを推進します。

3 災害時に即応できる体制づくり

災害時における迅速な応急対応、応援要請及び市民生活の早期再建を図るため、防災拠点の組織的な対応力と防災関係機関等との連携を強化し、災害時に即応できる体制づくりを推進します。あわせて、広域的な受援を最大限生かすことのできる体制を整備します。

第2 計画の種別と内容

市防災計画は、本市が対処すべき災害について、共通対策、火山噴火・竜巻・降雪対策、複合災害対策、広域応援及び事故災害対策に分け、それぞれ予防・事前対策、応急対策及び復旧対策について定めたもので、その内容はおおむね次のとおりです。

- ① 予防・事前対策は、災害の発生を未然に防止するため、平常時において実施すべき諸施策及び施設整備等についての計画とします。
- ② 応急対策は、災害時に、これを防御し、又は応急救助を行う等、災害の拡大を防止又は軽減する計画とします。
- ③ 復旧対策は、災害により被害を受けた各施設の原形復旧にあわせて、再度の災害発生を防止するために、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える計画とします。

【計画の構成】

第1編 総則	第1章 総則
	第2章 被害想定
	第3章 防災体制
	第4章 防災訓練
	第5章 調査研究
第2編 共通対策	第1章 施策ごとの具体的計画
	第2章 災害復興
	第3章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置
	第4章 最悪事態（シビアコンディション）への対応
第3編 火山噴火・竜巻・降雪対策	第1章 火山噴火降灰対策
	第2章 竜巻・突風等対策
	第3章 降雪対策
第4編 複合災害対策	複合災害対策
第5編 広域応援	広域応援
第6編 事故災害対策	事故災害対策

第3節 運用

第1 他の計画との関係

1 県防災計画との関係

市防災計画は、市の地域に関する災害対策の基本となることから、埼玉県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）を基準として、共通する部分については県防災計画を準用し、その範囲において作成したものです。

2 災害救助法との関係

市防災計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき県知事が実施する救助のうち、同法第13条第1項に基づき市長に委任された場合、又は同法が適用されない場合の救助を包括します。

第2 計画の効果的推進

市は、市防災計画を効果的に推進するため、次の点に留意して取組を進めます。

- ① 計画、マニュアル類の整備と訓練等を通じた職員への周知徹底
- ② 計画、マニュアル類の定期的な点検や検証
- ③ 点検や訓練から得られた事項や教訓等の反映、防災関係機関との調整

また、県と市は、市防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、更に制度等の整備、改善等について検討し、実施します。

第4節 東松山市の概況

第1 市の概況

1 位置

東松山市は、県のほぼ中央、西部の秩父山地と東部の埼玉平野間の丘陵部にあり、東京都心から約50km、県庁所在地からは約35km圏に位置しています。東西約12km、南北約14km、総面積65.35km²を有し、熊谷市や坂戸市などに接しています。主要な道路網として、市の南部から西部にかけて関越自動車道が通過し、市の中央部にはインターチェンジがあります。加えて、国道254号、国道407号、主要地方道深谷東松山線及び市道第12号線の4路線が、東武東上線の東松山駅を中心とする市街地を環状的に取り巻き、バイパス的機能を果たしています。また、東武東上線高坂駅周辺は、土地区画整理事業により住宅地が整備され、北西部及び西部には工業・産業団地が形成されています。

2 地形及び地質

市域の西部から北部の一部にかけては秩父山系に連なる丘陵地帯であり、市域の中央の台地には市街地が形成され、北部の台地には果樹園や畑が広がり、東部から南部にかけての低地は、沖積平野となっています。

市域を流れる一級河川は、和田川、和田吉野川、九頭龍川、角川、滑川、市野川、新江川、都幾川、九十九川、越辺川の10河川あり、全ての河川が荒川水系に属しています。

3 人口

市の人口は、90,605人です。65歳以上の高齢者人口（外国人の121人を含む。）は、27,029人で、高齢化率は、29.8%で年々増加傾向となっています。また、外国人人口は、3,081人で、全体の3.4%となっています。

【地区別人口・世帯数】

地区名	世帯数	日本人（人）			外国人（人）	総計（人）
		14歳以下	15-64歳	65歳以上		
松山	17,587	3,694	20,670	9,640	1,648	35,652
平野	4,300	846	4,781	3,231	270	9,128
大岡	1,551	205	1,633	1,311	43	3,192
唐子	4,114	1,027	4,989	2,945	285	9,246
高坂	6,620	2,629	8,576	3,129	362	14,696
高坂丘陵	2,106	283	1,887	2,351	23	4,544
野本	6,520	1,568	7,828	4,301	450	14,147
計	42,798	10,252	50,364	26,908	3,081	90,605

令和5年4月1日現在

第2 本市における災害

本市で発生する自然災害には、次のようなものが挙げられます。

	分類①	分類②	詳細
1	気象災害	大雨災害	浸水害、土砂災害、洪水害
		その他の降雨災害	土壌浸食災害、長雨災害（腐食・疫病蔓延）、大気乾燥（火災・疾病誘発）、渇水・干災害（用水不足・塩害）
		風災害	風力による破壊災害、飛砂・風塵による災害、フェーン現象（自然発火）、乱気流（航空機事故等）、拡散気流（大気汚染・悪臭等）、竜巻（旋風）
		雪害	積雪災害（構造物破壊、農作物損耗、交通途絶）、融雪災害（洪水）、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車）
		酷寒（気温低下）災害	凍土（路盤破壊）、凍傷（人体障害）、冷害（農作物被害）
		酷暑（気温上昇）災害	膨張破壊（レール膨張の列車事故、コンクリート亀裂）、自然発火（山林火災、木造家屋火災）、疾病（熱中症・機能低下）
		霜害	農作物被害
		ひょう害	人体被害、建造物・構造物破損、農作物被害、通信網途絶
		雷害	人体被害、建造物・構造物火災、電子機器破損
		霧害	交通視界困難
		湿度害	疾病
2	地象災害	地震災害	土砂災害、地割れ、液状化、建造物・構造物の損傷・崩壊・火災、ライフライン途絶、帰宅困難者の発生
		火山災害	降灰、人体被害、建物被害、交通障害、ライフライン途絶、精密機器故障、農作物被害

第5節 過去に市内で発生した災害

第1 災害の状況

過去に被害のあった地震としては、大正12年の大正関東地震（関東大震災）と昭和6年の西埼玉地震、平成23年3月11日に起きた東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が挙げられます。

東日本大震災では、県内で死者1人、重傷者10人、建物全壊24棟、久喜市・加須市で液状化による被害が起きています。

また、昭和20年以降で、市域に大きな影響を与えた風水害としては、昭和22年の台風第9号（カスリーン台風）、昭和41年の台風第4号（キット）、昭和57年の台風第18号（ジュディ）などがあります。

近年では、令和元年10月12日、埼玉県に最接近した台風第19号（令和元年東日本台風）が甚大な被害を及ぼしました。

資料編「東松山市に被害を及ぼした地震災害」を参照

【水害被害状況】

事 例	年度	家屋被害（世帯）			人的被害（人）	
		床上	床下	全半壊	死者	負傷者
台風第18号	S57	138	207	1	1	—
台風第20号	H2	—	44	—	—	—
台風第28号	H2	13	127	—	—	—
台風第12号	H3	28	121	—	—	—
台風第18号	H3	6	88	—	—	—
8.14 豪雨	H11	23	10	—	—	—
令和元年東日本台風	R1	592	124	531※	2	2
7.12 記録的短時間 大雨	R4	2	15	—	—	—

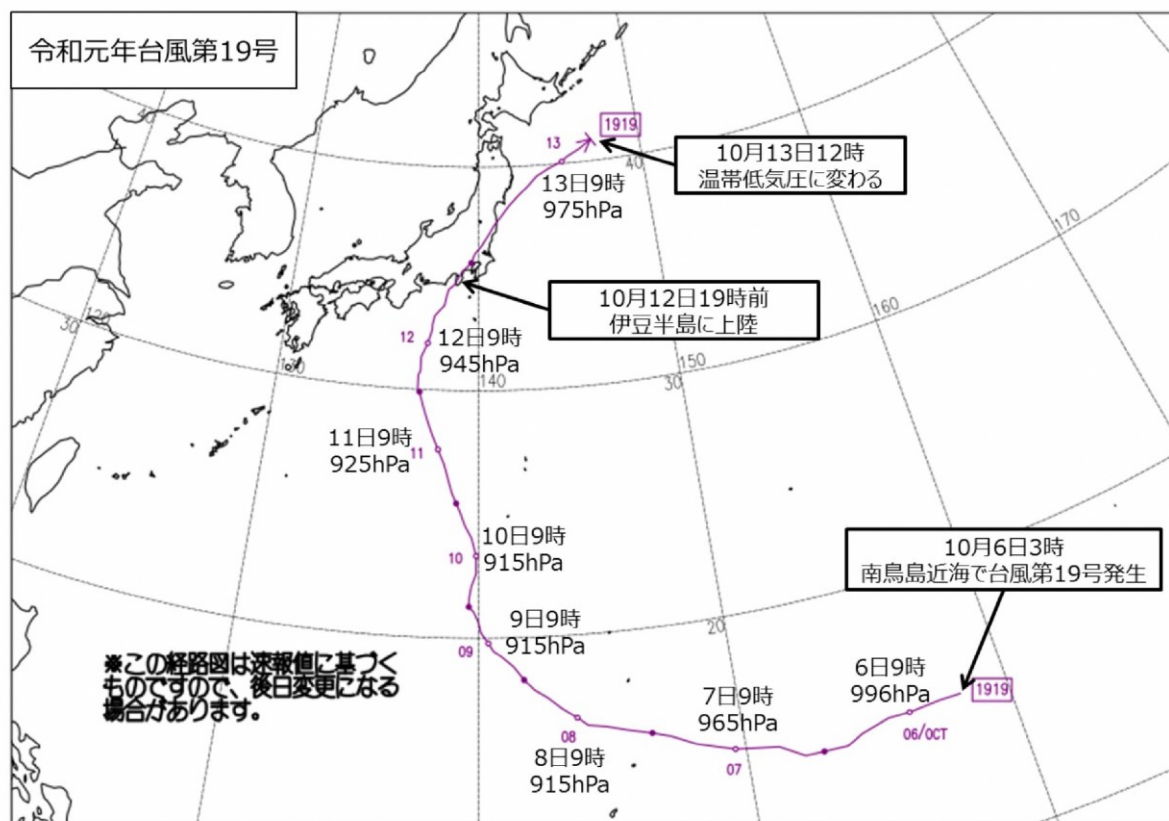
※全壊、大規模半壊、半壊の和

第2 令和元年東日本台風について

1 令和元年東日本台風の概要

令和元年10月6日に南鳥島近海で発生した令和元年東日本台風（台風第19号）は、マリアナ諸島を西に進み、一時大型で猛烈な台風に発達した後、次第に進路を北に変え、日本の南を北上し、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸しました。その後、関東地方を通過し、13日12時に日本の東で温帯低気圧に変わりました。

令和元年東日本台風の接近・通過に伴い、10日から13日までの総降水量が、神奈川県箱根で1,000mmに達し、東日本を中心に17地点で500mmを超えました。



図表：台風経路図（出典：気象庁）

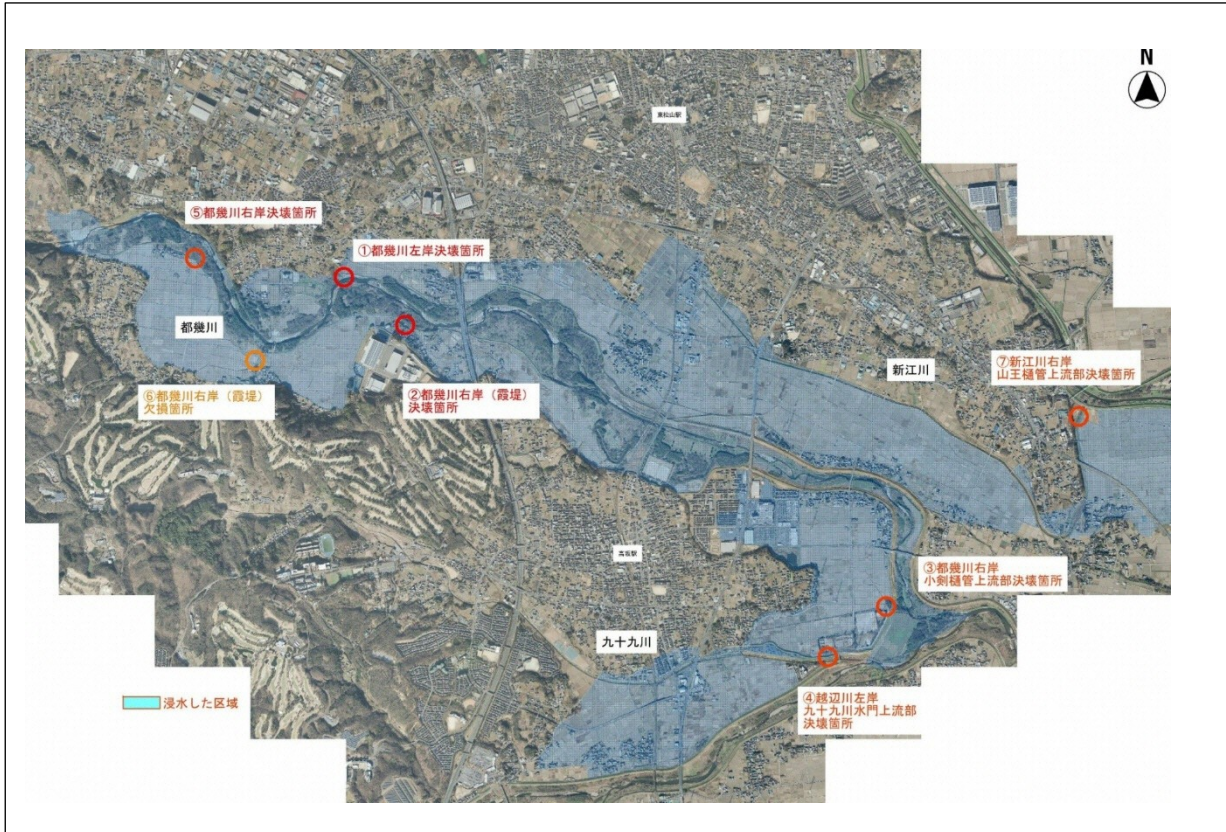
2 市における被害発生の状況

10月11日の降り始めから同13日までの累計雨量（3日間雨量）は、本市の高坂観測所では312mmとなり、また、都幾川上流部にある堂平山観測所では542mmとなりました。更に、24時間雨量では、高坂及び堂平山観測所ともに、既往最多雨量を超えました。

今までに観測したことのないような非常に多くの降雨が短時間に集中したことで、都幾川、越辺川及び新江川で堤防の決壊・欠損箇所が発生したことから、市内で被害が拡大しました。

【堤防の決壊・欠損箇所】

管理責任者	堤防の決壊・欠損箇所
国	①一級河川都幾川左岸 決壊箇所（葛袋地先）
	②一級河川都幾川右岸 霞堤決壊箇所（葛袋地内）
	③一級河川都幾川右岸 小剣樋管上流部決壊箇所（早俣地先）
	④一級河川越辺川左岸 九十九川水門上流部決壊箇所（正代地先）
県	⑤一級河川都幾川右岸 決壊箇所（神戸地内）
	⑥一級河川都幾川右岸 霞堤欠損箇所（下唐子地内）
	⑦一級河川新江川右岸 山王樋管上流部決壊箇所（古凍地内）



3 被害の概要

種別	区分	被害内容	
人的被害	死者	2人（災害関連死1人を含む）	
	負傷者	2人	
	被救助者	76人	
	避難者数（最大）	3,329人（合計）	
道路被害	道路破損	4か所	
	舗装破損	5か所	
	路肩破損	6か所	
	防護柵破損	2か所	
	法面崩落	4か所	
	橋脚洗堀	2か所	
	照明灯破損	2か所	
	土砂堆積	2か所	
	道路冠水	29か所	
	倒木	14か所	
家屋被害	被害の程度	全壊	129件
		大規模半壊	231件
		半壊	171件
		一部損壊（準半壊）	42件
		一部損壊（10%未満）	197件
	浸水区分	床上浸水	592件
		床下浸水	124件
		浸水なし	54件
被災証明書交付件数	—	729件	
ライフラインの被害	上水道	第一浄水場越水により取水停止 第二水源（井戸）取水停止	
	下水道	折本山マンホールポンプ用ポンプ制御盤水没	
	鉄道	10月11日から計画運休 10月12日から13日夕方 坂戸～森林公園間で不通	
	電力	最大3,000件の停電が発生	
公共施設の被害	市民活動センター・コミュニティ施設	1施設	
	保健・福祉施設	1施設	
	教育・文化施設	3施設	
	市立小・中学校	校舎10施設、体育館10施設	
	体育施設	9施設	
	公園・緑地等	18施設	
	その他の市施設	5施設	
農業の被害	農作物被害額	2,465万円	
中小企業等の被害	—	109社（被害額：350,300万円）	

第2章 被害想定

第1節 地震被害想定

第1 概要

県は、東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震に備えた県の防災対策の見直しを目的として、平成24～25年度の2か年で「埼玉県地震被害想定調査」を実施しました。

【被害想定 of 想定条件】

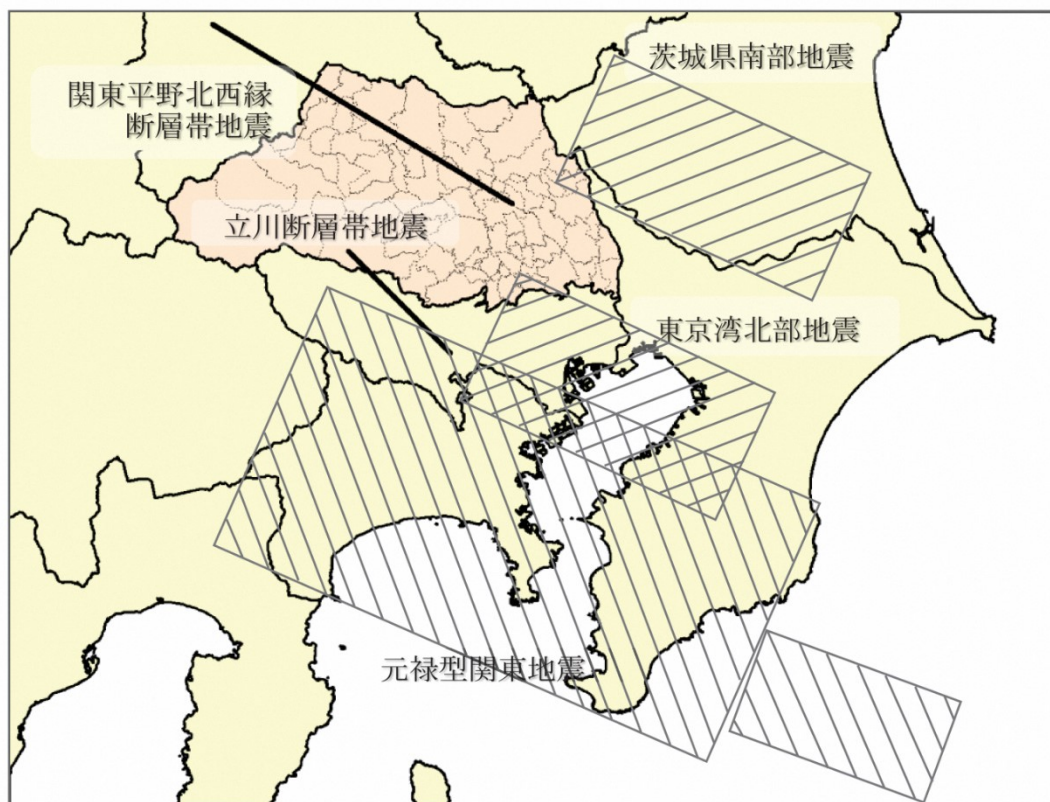
季節・時刻の条件	冬 5時	大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者が最も多くなります。
	冬 18時	火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなります。
	夏 12時	大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的な状況を想定しています。
風速	3m/s	平均的な風速を想定しています。
	8m/s	強風を想定しています。

第2 想定地震

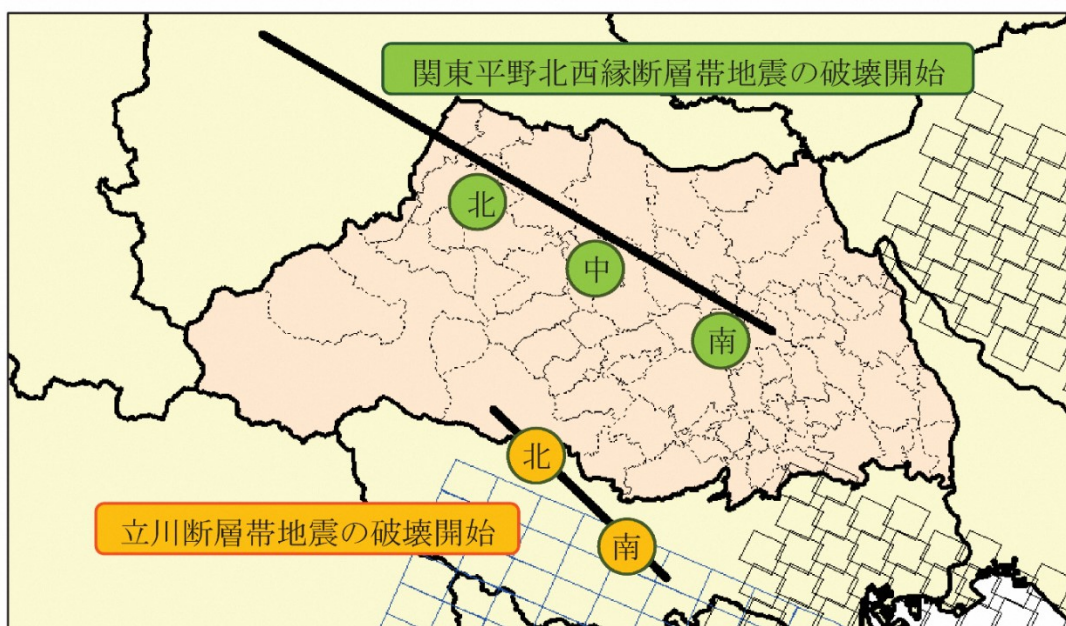
国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の5つの地震を想定地震としました。なお、活断層型地震については、地震による破壊開始の始まる位置の設定によって、震度分布が大きく異なるため、複数のパターンを想定しています。

種別	状況	名称	内容
海溝型	再検証	東京湾北部地震 【M7.3】	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映
	再検証	茨城県南部地震 【M7.3】	※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率70%
	新規	元禄型関東地震 【M8.2】	過去の記録等で首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型	変更	関東平野北西縁断層帯地震 【M8.1】	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	再検証	立川断層帯地震 【M7.4】	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

【想定地震の断層位置図】



【活断層型地震の想定】



第3 被害想定結果

1 市に影響を及ぼす地震

埼玉県地震被害想定調査において、市に対して最も影響を及ぼすと考えられる地震は、関東平野北西縁断層帯（破壊開始点：南（以下略））と想定しています。

【市内における震度分布（最大震度）】

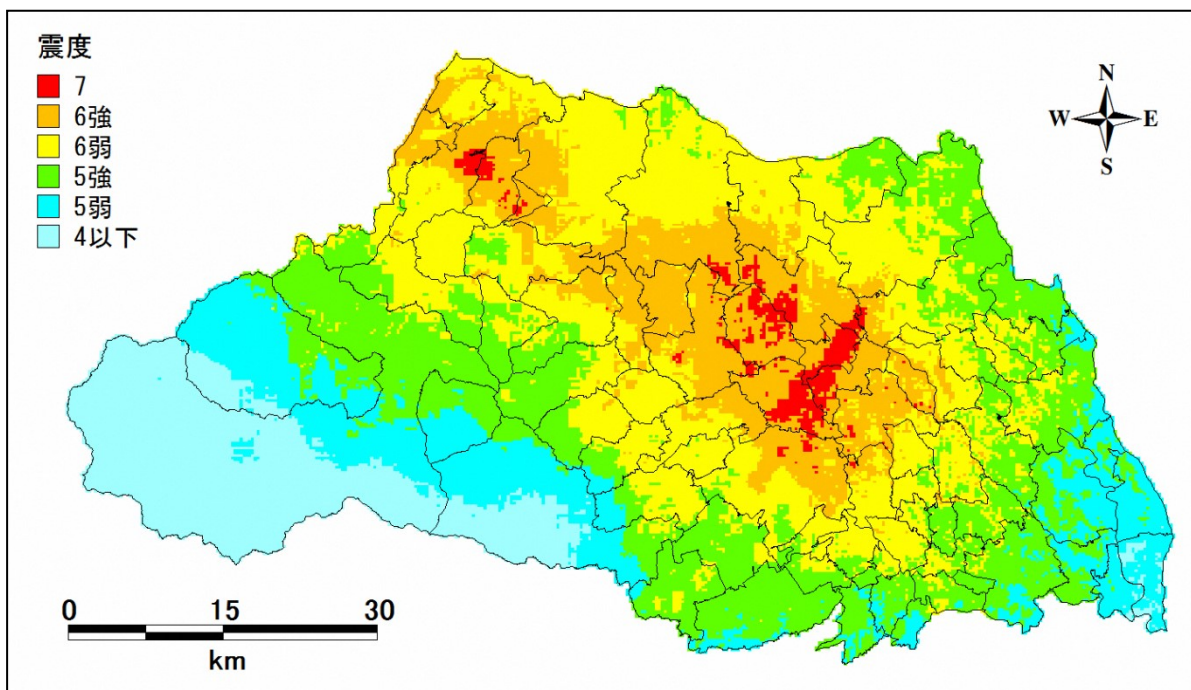
東京湾 北部地 震	茨城県 南部地 震	元禄型 関東地 震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
			破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開 始点北	破壊開 始点南
5強	5強	5強	7	7	7	6弱	6弱

2 関東平野北西縁断層帯による地震について

関東平野北西縁断層帯による地震（マグニチュード8.1）では、市の北東部を中心に広範囲にわたり激しく揺れ、多くの地域で震度6強に達し、一部では震度7になります。

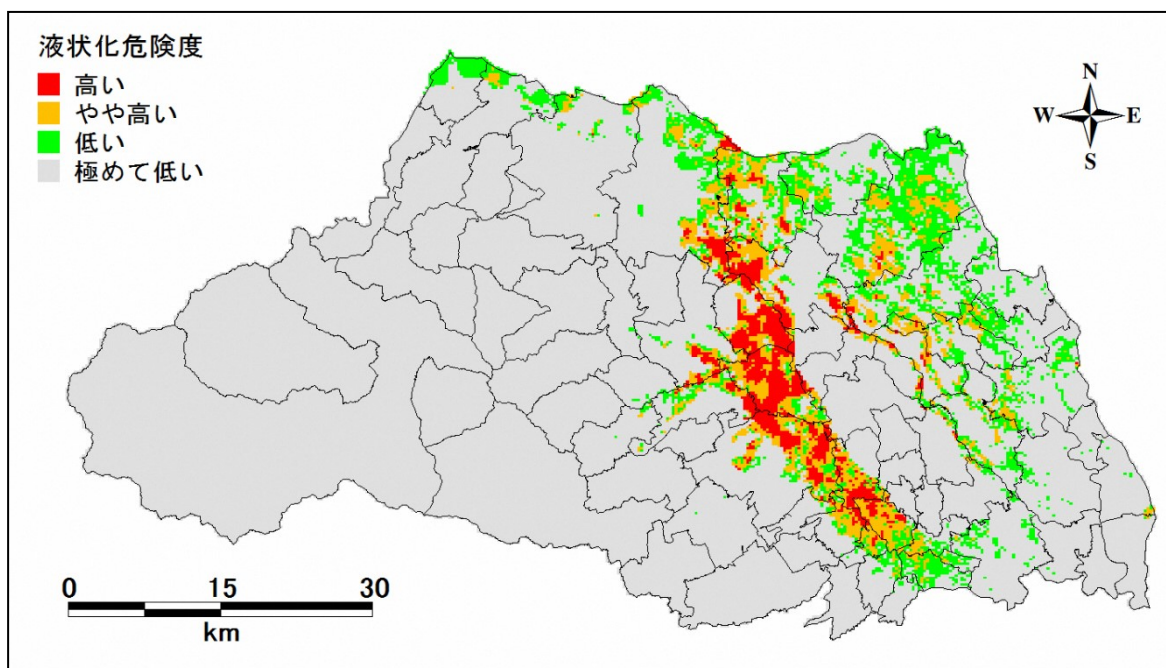
液状化の発生する可能性は都幾川流域周辺で高く、また、市の中央部を中心に揺れによる建物被害が大きく、火災も多く発生すると予想されます。揺れ（液状化を含む）による建物被害は全壊と半壊で9,000棟を超え、人的被害は1,700人を超える死傷者の発生が予想されています。

【震度分布図（関東平野北西縁断層帯地震 破壊開始点南）】



川島町・北本市を中心とした領域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布しています。県内の広域に震度6弱が分布しています。

【液状化可能性分布図（関東平野北西縁断層帯地震、破壊開始点南）】



県中央部の断層沿いに液状化可能性の高い地域が広く分布します。全県で液状化の可能性が高い面積率は2.7%、やや高い面積率は5.6%です。

3 主な被害想定

	区分	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点南）	立川断層帯地震（破壊開始点南）
液状化（%）	高い	0	0	0	6	0
	やや高い	2	1	0	10	0
建物倒壊棟数（棟）	全倒壊数	0	10	1	4,292	2
	半倒壊数	4	20	4	4,819	47
火災焼失棟数（棟）	冬18時 風速8m/s	11	9	9	1,764	12
人的被害 冬5時（人）	死者数	0	0	0	293	0
	負傷者数	1	1	0	1,446	8
避難所避難者（人）	1週間後	20	26	14	9,135	22

資料編「東松山市における地震被害想定」を参照

第2節 風水害の想定

第1 洪水浸水想定区域図等

河川管理者である国や県は、想定し得る最大規模の降雨で河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、洪水浸水想定区域図及び水害リスク情報図として公表しています。

1 河川ごとの想定最大降雨量

(1) 都幾川（国管理区間）、越辺川

荒川上流河川事務所は、流域の想定最大規模降雨量（1／1000年確率規模以上）を3日間総雨量740mmとし、洪水浸水想定区域図を公表しています。

(2) 都幾川（県管理区間）

県は、流域の想定最大規模降雨量（1／1000年確率規模以上）を3日間総雨量740mmとし、水害リスク情報図を公表しています。

(3) 市野川

県は、流域の想定最大規模降雨量（1／1000年確率規模以上）を2日間総雨量819mmとし、洪水浸水想定区域図を公表しています。

(4) 角川、滑川、新江川、九十九川

県は、流域の想定最大規模降雨量（1／1000年確率規模以上）を2日間総雨量819mmとし、水害リスク情報図を公表しています。

(5) 和田吉野川、和田川、九頭龍川

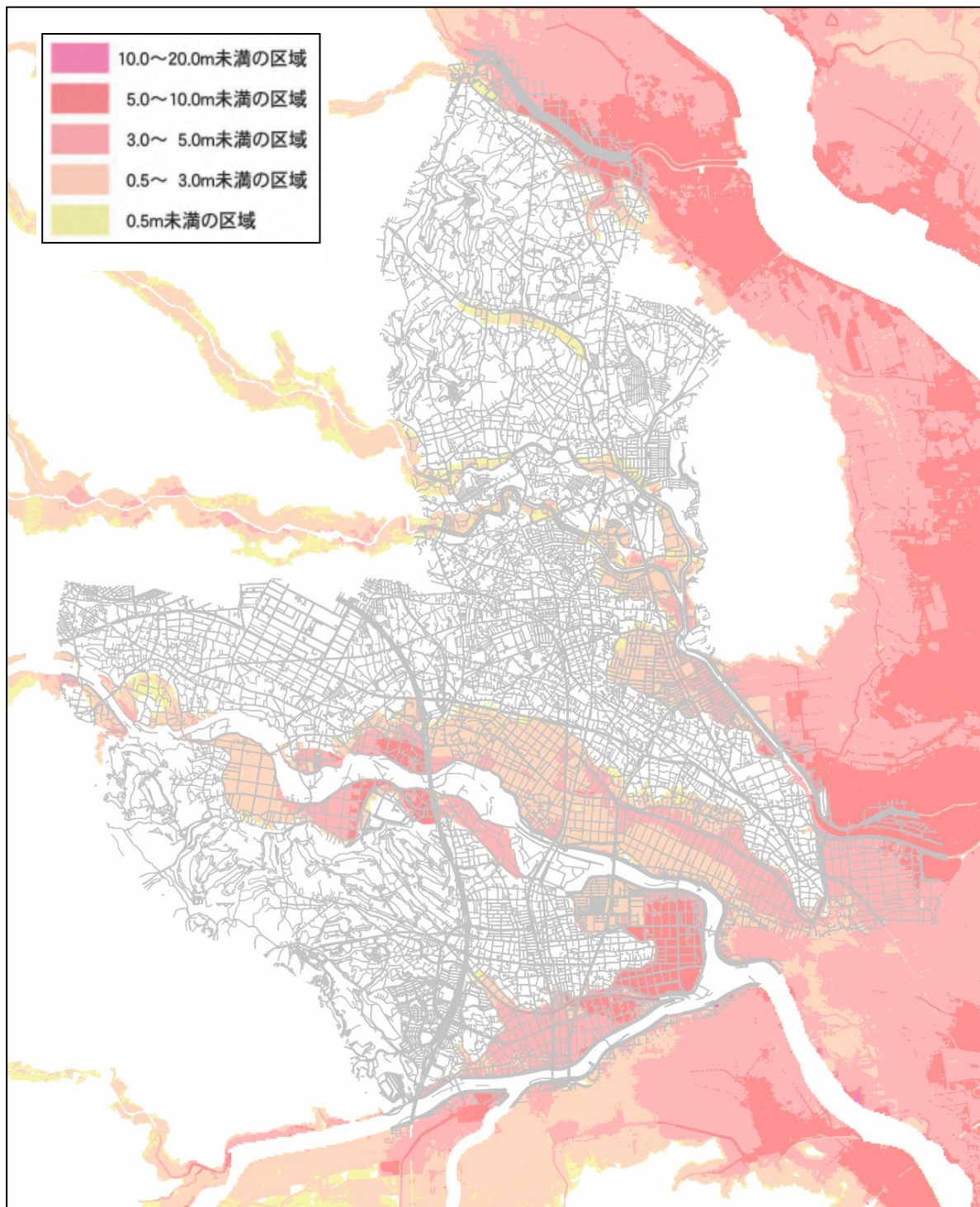
県は、流域の想定最大規模降雨量（1／1000年確率規模以上）を2日間総雨量870mmとし、水害リスク情報図を公表しています。

(6) 荒川

荒川上流河川事務所及び荒川下流河川事務所は、流域の想定最大規模降雨量（1／1000年確率規模以上）を3日間総雨量632mmとし、洪水浸水想定区域図を公表しています。

第2 被害想定

河川管理者が公表している洪水浸水想定区域図及び水害リスク情報図を重ねると以下のとおりになります。着色された箇所での被害が想定されています。



第3章 防災体制

第1節 組織、配備体制

第1 防災組織の整備

災害対策を総合的かつ計画的に実施するために、災害対策上重要な組織として次の組織を防災組織として整備し、防災体制を整えます。

【行政の防災組織】

組 織	概 要
市防災会議	地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する市の附属機関として、災害対策基本法第16条の規定に基づき設置し、地域防災計画の策定等を行います。
市災害対策本部 現地災害対策本部	市の地域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき設置し、応急対策、復旧対策を行います。
消防機関	比企広域消防本部として、消防本部、消防署及び消防団で構成し、予防対策、応急対策を行います。
水防機関	洪水のおそれがあると認めたとときから、洪水の危険が解消するまでの間、水防本部を設置し、水防事務を行います。

【市民の防災組織（災害対策上重要な組織として市民に整備を要請します。）】

組 織	概 要
自主防災組織	各自治会等において、住民が自主的に防災活動を行います。

第2 組織等の整備

災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について、あらかじめ定めておくものとします。市災害対策本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県に準じながら、市の地域特性等を踏まえて決定します。市、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者、災害時応援協定締結団体・事業所等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めます。

第3 災害救助法が適用された場合の体制

市に災害救助法が適用された場合は、県知事から委任を受けて、市長が災害救助法に基づく救助事務を実施、又は県の実施する救助事務を補助します。市は救助体制をあらかじめ定めておくものとします。

第2節 市防災会議

第1 組織

市防災会議は、指定地方行政機関、県の機関、警察の機関、市の機関、教育機関、消防機関、指定公共機関及び指定地方公共機関で構成します。

なお、委員における女性の割合を高めるための取組として、9号委員（自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者）の拡充を図ります。

【市防災会議の構成】

区 分	機 関 名	職 名
会 長	東松山市	市 長
1号委員	関東地方整備局荒川上流河川事務所	事務所長
2号委員	川越比企地域振興センター	所 長
	東松山県土整備事務所	所 長
	東松山農林振興センター	所 長
	東松山保健所	所 長
3号委員	東松山警察署	署 長
4号委員	東松山市	副市長
		市民病院事業管理者
		政策財政部長
		総務部長
		環境産業部長
		市民生活部長
		健康福祉部長
		都市計画部長
		建設部長
市民病院事務部長		
5号委員	東松山市教育委員会	教育長
6号委員	比企広域消防本部	消防長
	東松山消防署	署 長
7号委員	東松山消防団	団 長

区 分	機 関 名	職 名
8号委員	日本郵便株式会社 東松山郵便局	局 長
	東日本電信電話株式会社 埼玉事業部埼玉西支店	支店長
	東京電力パワーグリッド株式会社 熊谷支社	支社長
	東武鉄道株式会社 東松山駅	駅 長
	松栄ガス株式会社	取締役社長
	比企医師会	会 長
	東松山市社会福祉協議会	事務局長
9号委員	学識経験者	女性消防団員
10号委員	東松山市議会事務局	事務局長
	東松山市教育委員会事務局	学校教育部長
		生涯学習部長
		子ども家庭部長

令和5年4月1日現在

第2 所掌事務

市防災会議の所掌事務は以下のとおりとします。

- ① 東松山市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- ② 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- ④ 上記に掲げるもののほか、法律又はそれに基づく政令による権限に属する事務（以下、一部抜粋）
 - ア 所掌事務を遂行するため必要があると認めるとき、関係行政機関の長等に対し資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めること。
 - イ 毎年、地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは修正すること。
 - ウ 地域防災計画の作成又は修正について、その要旨を公表すること。
 - エ 地区居住者等から地区防災計画が提案されたとき、地域防災計画に定める必要があるかどうかを判断すること。

資料編「東松山市防災会議条例」を参照
資料編「東松山市防災会議運営要綱」を参照

第3節 防災関係機関の業務大綱

市、県、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとします。

第1 市の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
東松山市	1 市防災会議の開催及び市災害対策本部の設置に関すること。 2 災害予防 ① 防災に関する組織の整備に関すること。 ② 防災に関する訓練の実施に関すること。 ③ 防災に関する物資・資機材の備蓄及び整備・点検に関すること。 ④ 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること。 ⑤ 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。 3 災害応急対策 ① 情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。 ② 警報の伝達及び避難指示等に関すること。 ③ 消防、水防その他の応急措置に関すること。 ④ 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 ⑤ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。 ⑥ 施設及び設備の応急復旧に関すること。 ⑦ 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 ⑧ 緊急輸送の確保に関すること。 ⑨ 前各号のほか、災害の防御又は防止のための措置に関すること。 4 災害復旧・復興 ① 被災施設の復旧に併せ、再度の被災を防止するための施設の設置及び改良に関すること。 ② 市民生活の早期再建に関すること。

第2 消防機関の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
比企広域消防本部 東松山消防署	1 消防施設、消防本部体制の整備に関すること。 2 救助及び救援施設、体制の整備に関すること。 3 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。 4 消防知識の啓発、普及に関すること。 5 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 6 火災発生時の消火活動に関すること。 7 水防活動の協力に関すること。 8 被災者の救助、救援に関すること。

第3 県の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
川越比企地域振興センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策組織の整備に関すること。 2 災害情報の収集及び報告に関すること。 3 自衛隊の災害派遣に関すること。 4 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 5 災害現地調査に関すること。 6 災害対策現地報告に関すること。 7 災害応急対策に必要な応急処置に関すること。
東松山県土整備事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 降水量及び水位等の観測通報に関すること。 2 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること。 3 水門の応急対策に関すること。 4 水防管理団体との連絡指導に関すること。 5 県管理河川、道路及び橋りょう等の被害状況の調査及び応急修理に関すること。
東松山農林振興センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物、農地及び農業用施設等の被害状況の調査に関すること。 2 農業災害融資に関すること。 3 主要農産物の種子及び苗の確保に係る連絡調整に関すること。 4 農作物病害虫防除対策及び指導に関すること。 5 土地改良施設の災害応急対策に係る指導に関すること。
東松山保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。 2 医療品、衛生材料及び各種資材の調達あっせんに関すること。 3 各種消毒に関すること。 4 細菌及び飲料水の水質検査に関すること。 5 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。 6 災害救助食品の衛生対策に関すること。 7 災害時の上下水道の衛生指導に関すること。 8 病院、診療所及び助産所の対策に関すること。
東松山警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集、伝達及び広報に関すること。 2 警告及び避難誘導に関すること。 3 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。 4 交通の秩序の維持に関すること。 5 犯罪の予防検挙に関すること。 6 行方不明者の捜索と検視(見分)に関すること。 7 漂流物等の処理に関すること。 8 その他治安維持に必要な措置に関すること。
東松山環境管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質使用特定施設等の被害状況の調査に関すること。 2 廃棄物処理法及び自動車リサイクル法に基づく許可施設の被害状況の調査に関すること。 3 PCB廃棄物保管場所の被害状況の調査に関すること。 4 仮置場及び被災地区のパトロールの実施に関すること。 5 市内の環境に関する状況確認に関すること。

第4 指定地方行政機関の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
警察庁 関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。 2 他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関すること。 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。 4 警察通信の確保及び統制に関すること。
財務省 関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害査定立会に関すること。 2 金融機関等に対する金融上の措置に関すること。 3 地方公共団体に対する融資に関すること。 4 国有財産の管理処分に関すること。
厚生労働省 関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 2 関係職員の派遣に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。
農林水産省 関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること。 2 応急対策 <ol style="list-style-type: none"> ① 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 ② 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 ③ 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 ④ 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 ⑤ 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 ⑥ 応急用食料・物資の支援に関すること。 ⑦ 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 ⑧ 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。 ⑨ 関係職員の派遣に関すること。 3 復旧対策 <ol style="list-style-type: none"> ① 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 ② 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
林野庁 関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること。 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
経済産業省 関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 2 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 3 被災中小企業の振興に関すること。
経済産業省 関東東北産業保安 監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。 2 鉦山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
国土交通省 関東運輸局 埼玉運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。 3 災害時における不通区間のう回輸送の指導に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
気象庁 東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 6 自治体への職員派遣、防災対応支援のための防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言に関すること。（気象庁防災対策支援チーム：JETT）
総務省 関東総合通信局	1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関すること。 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
厚生労働省 埼玉労働局	1 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。 2 職業の安定に関すること。
国土交通省 関東地方整備局 (荒川上流河川事務所)	1 災害予防 ① 震災対策の推進 ② 危機管理体制の整備 ③ 災害・防災に関する研究、観測等の推進 ④ 防災教育等の実施 ⑤ 防災訓練 ⑥ 再発防止対策の実施 2 災害応急対策 ① 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 ② 活動体制の確保 ③ 災害発生直後の施設の緊急点検 ④ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 ⑤ 災害時における応急工事等の実施 ⑥ 災害発生時における交通等の確保 ⑦ 緊急輸送 ⑧ 二次災害の防止対策 ⑨ ライフライン施設の応急復旧 ⑩ 地方公共団体等への支援 ⑪ 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣 ⑫ 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣 ⑬ 被災者・被災事業者に対する措置

機関の名称	事務又は業務の大綱
国土交通省 関東地方整備局 (荒川上流河川事務所)	3 災害復旧・復興 ① 災害復旧の実施 ② 都市の復興 ③ 被災事業所等への支援措置
国土交通省 国土地理院 関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 2 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。 3 地殻変動の監視に関すること。
環境省 関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。
防衛省 北関東防衛局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

第5 自衛隊の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
防衛省 陸上自衛隊第32 普通科連隊	1 災害派遣の準備 ① 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 ② 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 ③ 県地域防災計画と合致した防災訓練の実施 2 災害派遣の実施 ① 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 ② 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第6 指定公共機関の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本電信電話 (株)埼玉事業部 (株)NTT ドコモ	1 電気通信設備の整備に関すること。 2 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
KDDI(株)	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
日本郵便(株) 東松山郵便局	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。
日本赤十字社	1 災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く）を行うこと。 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること。
日本放送協会	1 県民に対する防災知識の普及に関すること。 2 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
東日本高速道路(株)	1 東日本高速道路の保全に関すること。 2 東日本高速道路の災害復旧に関すること。
東京電力パワー グリッド(株) 熊谷支社	1 災害時における電力供給に関すること。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

第7 指定地方公共機関の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
東武鉄道(株) 東松山駅	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
(一社) 埼玉県ト ラック協会	1 災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること。
松栄ガス(株)	1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給の確保に関すること。
(株)テレビ埼玉	1 防災知識の普及啓発に関すること。 2 応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
(株)エフエムナッ クファイブ	1 防災知識の普及啓発に関すること。 2 応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。

第8 医師会等の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
(一社)比企医師会	1 災害時における医療救護活動の協力に関する事。 2 地域の災害医療能力の向上に関する事。

第9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼玉中央農業協同組合	1 農作物の被害状況調査及び応急対策への協力に関する事。 2 農作物の災害応急対策の指導に関する事。 3 被災農家に対する融資、あっせんに関する事。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。 5 農産物の需給調整に関する事。
(社福)東松山市社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事。
商工会、商工業関係団体	1 商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関する事。 2 災害時における物価安定についての協力に関する事。 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事。
社会福祉施設	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。 2 災害時における収容者の保護に関する事。
医療施設	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。 2 被災時の病人等の収容、保護に関する事。 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事。
金融機関	1 被災事業所等に対する資金の融資に関する事。
文教施設	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。 2 被災時における教育対策に関する事。 3 被災施設の災害復旧に関する事。
生涯学習施設	1 応急対策についての協力に関する事。

第4節 市災害対策本部及び現地災害対策本部

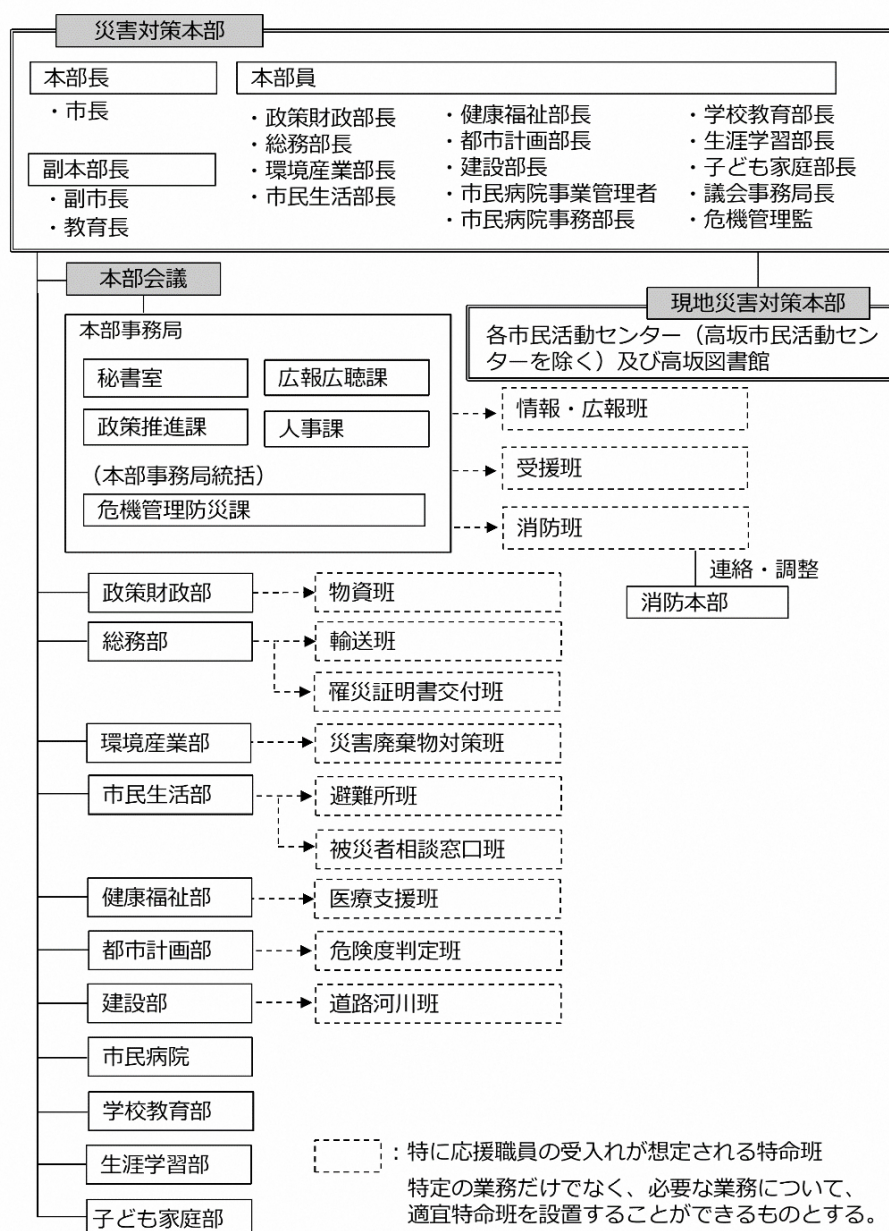
第1 組織

災害対策基本法及び市防災計画の定めるところにより、市災害対策本部を庁舎に設置し、災害時における応急対策、復旧対策を行います。

市災害対策本部は、災害対策本部長（市長）、副本部長（副市長及び教育長）、本部員（各部長、その他市長が認めた者）、災害対策に従事する職員をもって組織します。

また、現地災害対策本部を市民活動センター等に設置し、市が主体となり、地域住民（自治会、自主防災組織等）と協力して運営します。

【市災害対策本部の組織】



第2 任務

1 市災害対策本部

市災害対策本部は、市域の状況を把握するとともに、県、防災関係機関等と調整し、各地域の被害状況に応じた対策を講じます。

(1) 設置基準

市災害対策本部の設置基準は以下のとおりとします。

- ① 市域で震度5強以上の地震が発生した場合（地震）
- ② 特別警報が発表された場合又は相当規模の災害の発生が予想される場合（風水害等）
- ③ その他市長が必要と認めた場合

(2) 設置場所

市災害対策本部は庁舎内に置き、本部前に「東松山市災害対策本部」の標識を掲げます。

(3) 責任者

災害対策本部長は市長とし、職務を代理するものは、次の順位によります。

- ① 第1順位 副市長
- ② 第2順位 教育長
- ③ 第3順位 災害対策を主管する部長

(4) 閉鎖基準

災害の拡大のおそれが解消し、かつ災害に対する応急対策及び応急復旧をおおむね完了したと認めたとき、市災害対策本部を閉鎖します。

(5) 市災害対策本部の協議事項

市災害対策本部の協議事項は以下のとおりとします。

- ① 本部の配備に関すること。
- ② 自衛隊、県及び他の市町村への応援要請に関すること。
- ③ 災害救助法の適用に関すること。
- ④ その他災害対策の重要事項に関すること。

2 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、災害対策本部長が必要に応じて設置し、情報伝達、市民の救助や避難、物資の配給など、地域の防災活動の拠点とし、市災害対策本部と地域の自主防災組織との接点の役割を果たします。

(1) 設置基準

現地災害対策本部の設置基準は以下のとおりとします。

- ① 市域で震度5強以上の地震が発生した場合（地震）
- ② 特別警報が発表された場合又は相当規模の災害の発生が予想される場合（風水害等）
- ③ その他災害対策本部長が必要と認めた場合

(2) 設置場所

現地災害対策本部は市民活動センター（高坂市民活動センターを除く）及び高坂図書館内に置き、本部前に「現地災害対策本部」の標識を掲げます。

(3) 責任者

- ① 災害対策本部長が指名する者
ただし、現地災害対策本部長に事故があるときは、別に災害対策本部長の指名する者がその職務を代理します。

(4) 閉鎖基準

災害の拡大のおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧をおおむね完了したと認めたとき、現地災害対策本部を閉鎖します。

(5) 現地災害対策本部の所掌事務

- ① 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ② 災害の発生の防御及び被害の拡大防止に関すること。
- ③ 本部との連絡調整に関すること。

3 災害情報連絡室・災害警戒本部

非常体制の配備前においては、災害予防、災害応急対策業務の実施及び庁内調整に当たるため、情報収集体制・警戒体制とし、それぞれ災害情報連絡室、災害警戒本部を設置します。

また、情報収集体制及び当該体制前においては、庁内災害対策会議を、警戒体制においては、災害警戒本部会議を開催します。

【配備の区分、体制、基準及び活動内容】

区分	体制	基準	活動内容
L1	情報収集体制 (災害情報連絡室の設置)	〈地震〉 原則として、震度4が発生した場合 〈風水害等〉 気象警報等の発表が予想される場合又は台風が接近し被害発生が予想される場合 大規模火災、列車・航空機等の事故で副市長が必要と認めたもの	情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動
L2	警戒体制 (災害警戒本部の設置)	〈地震〉 原則として、震度5弱が発生した場合 〈風水害等〉 災害の発生が予想される場合(台風直撃等)又は水防警報の発表、水位周知がされた場合	被害状況調査及び非常体制に準じた避難を主体とした応急対策活動
L3	非常体制 (市災害対策本部の設置)	1号 〈地震〉 原則として、震度5強が発生した場合 〈風水害等〉 特別警報が発表された場合又は相当規模の災害の発生が予想される場合	応急対策活動に即応できるように必要と認める職員を配備して活動
		2号 〈地震〉 原則として、震度6弱以上が発生した場合 〈風水害等〉 激甚な災害が発生した場合	組織及び機能の全てを挙げて活動

【配備の体制施行・解除の手続】

体制	施行・解除者
情報収集体制 (L1)	副市長の指示を受け、市民生活部長が施行する。
警戒体制 (L2)	市長の指示を受け、副市長が施行する。
非常体制 (L3)	市長が施行する。

※震度5強以上の地震が発生した場合の非常体制は自動(市災害対策本部自動設置)

資料編「東松山市災害対策本部条例」を参照
 資料編「東松山市災害対策本部要綱」を参照
 資料編「東松山市災害対策本部等運営要領」を参照
 資料編「東松山市災害警戒本部等要綱」を参照

第4章 防災訓練

第1節 基本方針

災害時の被害を最小限にとどめるため、災害想定や市防災計画に基づき、市、防災関係機関及び市民による実践的な防災訓練を行い、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と即応能力の向上を図るとともに、防災関係機関との連携や防災体制の強化を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施します。

防災訓練の目的は、市及び防災関係機関の災害時の応急対策に関する検証・確認と市民の防災意識の向上であり、具体的な実施目標は以下のとおりとします。

- ① 防災訓練を通じて、市及び防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、市と防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与すること。
- ② 防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善に寄与すること。
- ③ 市民一人ひとりが、日常及び災害時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができるよう、市民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。
- ④ 防災訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、民間企業、NPO、要配慮者を含む地域住民など多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資すること。
- ⑤ 防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制を整備すること。また、災害時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮すること。
- ⑥ 防災訓練の実施に当たっては、実際の災害を想定した上で、それぞれが取るべき行動を実践することとし、訓練運営上、やむを得ずに実際の災害時の行動と異なることを取る場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示するなど、災害時の市民の適正な行動を阻害しないように十分留意すること。

なお、市は、防災訓練を行うほか、防災をテーマとした職員研修を行うとともに、災害時の体制や職員がとるべき行動などの基本事項を平時から職員が確認できるよう、災害時職員行動ハンドブックを作成し、周知を徹底します。

第2節 実施計画

防災訓練には、県及び市が実施するもの、防災関係機関が実施するもの、自主防災組織・住民が実施するものがあります。市等が実施する訓練は、以下のとおりとします。

第1 市が実施する訓練

1 総合防災訓練

市内全域を対象とし、総合防災訓練を市民及び防災関係機関とともにを行います。

(1) 実施時期

訓練効果のある日、年1回を目途とします。

(2) 実施方法

市、消防機関が中心となり、防災関係機関、関係団体の協力を得て実施します。

(3) 実施訓練

市災害対策本部設置、現地災害対策本部設置、情報伝達、広報、復旧、避難誘導、避難所設置、救護所設置、消火、救出救護、医療、輸送、交通規制、自主防災組織活動支援等

2 水防訓練

水防活動を迅速かつ的確に遂行するために、水防訓練を行います。

なお、避難誘導においては、高齢者、障害者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図ります。

(1) 実施時期及び実施場所

洪水が予想される出水期前の最も訓練効果が期待できる時期に実施します。場所については、東松山市ハザードマップに基づいて、訓練内容に最も適した場所とします。

(2) 実施方法

比企広域消防本部、自主防災組織、市民、関係団体の協力を得て実施します。

(3) 実施訓練

- ① 広報訓練
- ② 避難訓練
- ③ その他水防上必要な訓練

3 応急水害対策訓練

市は、水害対策に従事する職員の水防知識及び技術の習得を図り、市民と協力して被害を最小限に抑えるため、応急水害対策訓練を行います。

(1) 実施時期及び実施場所

出水期前の最も訓練効果の期待できる時期に実施します。場所については、訓練内容に最も適した場所とします。

(2) 実施方法

比企広域消防本部の指導のもと、市職員を対象に実施します。

(3) 実施訓練

- ① 水防工法訓練
- ② 水防資機材輸送訓練
- ③ 揚水及び水中ポンプ操作訓練
- ④ その他応急水害対策上必要な訓練

第2 県が実施する訓練

1 九都県市合同防災訓練

首都直下地震等の想定に基づき、九都県市が合同して区域内の防災関係機関及び住民の幅広い参加を呼びかけて総合的な防災訓練を実施します。

2 図上訓練

県は、職員の防災実務の習熟及び意思決定能力の向上を図る目的で、首都直下地震等の想定に基づき、初動体制の早期確立や、情報収集及び判断指揮の図上訓練を実施しています。県が実施する図上訓練に、市職員は防災実務向上のため参加します。

第3 県、市及び防災関係機関が実施する防災訓練

大地震の発生時に迅速かつ的確に応急対策を実施するため、それぞれの業務に応じた訓練を実施します。

(1) 訓練の種類

① 災害対策動員計画に基づく防災訓練

災害対策動員計画に基づく職員訓練を実施し、その効果を検証し、改善を図ります。

② 応急復旧訓練

県土整備部震災活動指針に基づいた応急復旧に関する訓練を県が訓練を実施するため、市は、消防、関係機関とともに参加します。

③ 災害情報収集伝達訓練

防災関係機関は、災害情報の収集伝達機器の点検・確認を兼ね、情報の収集、判断、伝達等の訓練を実施します。

④ 教育施設、社会福祉施設の防災訓練

市は、学校などの教育機関や、社会福祉施設等の施設管理者に対して、児童・生徒の身の安全を確保するため、防災訓練を実施するよう指導します。

⑤ 自主防災組織、事業所の防災訓練

自主防災組織及び事業所は、市や消防機関が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力の下に災害図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）などを実施します。

市は、平常時から事業所と地域の自主防災組織等が連携できるよう支援します。

⑥ その他の訓練

上記訓練のほか、業務継続計画図上訓練、徒歩帰宅訓練及び県特別機動援助隊（埼玉SMART）合同訓練等、災害対応に係る各種訓練を県や防災関係機関と連携し、計画的に実施します。

【主体別による避難訓練実施概要】

訓練実施の主体	実施概要
市	災害時における避難指示等を円滑、迅速、確実に行うため、関係機関、居住者、滞在者等の協力を得て実施します。
施設の防火管理者	学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施します。
教育施設	学校等の施設管理者は、児童・生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定の下に避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導を行います。
地域	市は、住民、団体、企業等が行う避難行動要支援者の避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し資料や情報提供などの必要な支援を行います。

第3節 訓練の検証

訓練実施の際には、実際の災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせて訓練を実施し、実施報告書を作成するとともに評価及び検証を行います。

(1) 評価及び検証の方法

訓練後の意見交換会、アンケート、訓練の打合せなどの機会を活用し、評価及び検証を行います。

(2) 検証の効果

評価や課題を整理した上で、市防災計画等の見直し及び次期の訓練計画に反映させるものとします。

第5章 調査研究

第1節 基本方針

災害は、その規模とともに地域の固有の自然条件や社会条件が密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められます。

したがって、国、県等による地域特性等の基礎的調査研究を参考として、実践的な災害対策に関する調査研究の推進を図ります。

第2節 実施計画

第1 基礎的調査研究

1 防災アセスメントに関する調査研究

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実行を検討します。

防災アセスメントにより、地域の災害危険度の把握を行うとともに、その成果を下に自治会、学校区等の地域単位で実践的な防災対策を行うための、地区別防災カルテを作成します。

地区別防災カルテは、地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地図」と、地区の防災特性（子ども、女性、高齢者の比率などを含む）を診断した「カルテ」で構成します。

2 地震被害想定に関する調査研究

災害対策を効果的に実施するため、市は市内に大きな被害を及ぼす可能性がある地震を想定し、被害の規模や特徴を地域別に把握します。

地震による地域の危険度及び被害の想定に関しては、県が定期的実施する被害想定結果を踏まえて見直します。

第2 災害対策に関する調査研究

1 地震火災対策に関する調査研究

大規模地震時には地震火災が同時多発することが予想されます。その対策を有効に行うため、科学的なデータに基づき、出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機材等に関する調査研究を行います。

2 避難者の安全確保に関する調査研究

避難者を安全に誘導するため、避難所や避難するための道路の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究を行います。

3 効果的な緊急輸送に関する調査研究

災害時には、応急対策要員や物資等を迅速かつ円滑に輸送することが求められるため、緊急輸送道路や鉄道の代替手段の確保、防災活動拠点の連携や広域応援の受入れ等を視野に入れた交通網整備に関する調査研究を行います。

4 災害情報の伝達

地震情報や被災地の被害情報、災害活動情報等、市民が適切な行動を行うために有用な情報の迅速な伝達が必要となるため、最適な情報伝達方法の調査研究を行います。また、緊急地震速報の活用についての研究を行います。

